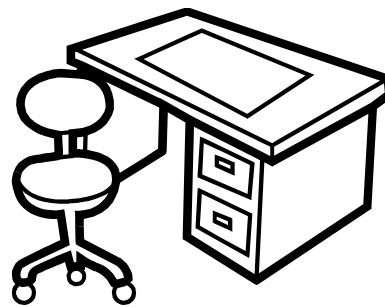


事業者の皆様へ

～事業系ごみの適正処理のお願い～

- 事業系ごみとは、事業者がその事業活動に伴って排出する廃棄物のことです。
- 事業者とは、業種や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず、全ての事業を営む者を含みます。
- 事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、官公署などの公共サービス等の活動も含まれます。



三浦市

目 次

1	事業者の責務	1
	○ごみ減量のメリット	2
2	廃棄物の区分	3
3	産業廃棄物とその処理	4
	(1) 産業廃棄物	4
	(2) 産業廃棄物の処理	5
	＜市内産業廃棄物収集運搬許可業者＞	6
4	事業系一般廃棄物の適正処理	7
	(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 (10 kg以上/日)	8
	＜一般廃棄物収集運搬許可業者＞	8
	(2) 三浦市環境センターへ直接搬入	
	(15 円/kg、事業系一般廃棄物のみ)	8
	(3) 指定袋、指定シールを利用し、ごみ収集場所へ排出	
	(ごみ量が平均 10 kg未満/日の場合)	9
	＜指定袋、指定シール取扱店一覧＞	10
	事業系ごみに関する Q & A	11

1 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）」及び「三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」では、事業者には、次のような責務があると規定されています。

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（法第3条第1項、市条例第4条第1項）
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化に努めなければならない。（法第3条第2項、市条例第4条第1項）
- ③ 廃棄物の減量化その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。（法第3条第3項、市条例第4条第2項）

つまり、事業者は、

- ① 廃棄物を最終処分まで責任をもって処理し、
- ② できるだけリサイクルして、ごみの量を減らして、
- ③ 国及び三浦市の施策に協力しなければなりません。

循環型社会^(注)の構築のため、3Rを推進しましょう！

① 発生抑制（Reduce）

まずは、ごみが出ないように工夫しましょう。

例：○使い捨て商品を見直す ○生ごみの水切り徹底

○レジ袋有料化、マイバック持参への特典付与 ○簡易包装の推進

○食べ残し・余剰食品の削減

② 再使用（Reuse）

修理、部品交換、洗浄などにより、繰り返し使えるものを増やしましょう。

例：○リターナブル容器の導入 ○レンタルやリースの利用

③ 再生利用（Recycle）

資源ごみを徹底して分別し、埋立処分ではなく資源化を推進しましょう。

例：○リサイクル可能なトレイ、紙パック等の店頭回収の促進

○生ごみ処理機の導入

○リサイクル法対象製品等を処理する際の法令遵守

三浦市では、更に④修理（Repair）・⑤断る（Refuse）を加え、R5を推進しています。

※上記、資源化への取り組みの後、どうしても処理できないものは適正に処理してください。

(注) 製品等の廃棄物化が抑制され、廃棄物となった場合でも適正に循環的利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われないものについては、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会

○ ごみ減量のメリット

環境負荷の軽減……ごみの処理（収集・運搬、焼却、破碎・埋立など）に伴い発生するCO²などが減り、環境負荷を低減することができます。

企業イメージの向上……環境への関心や意識が高まっており、ごみの減量化・資源化の取組みは、企業のイメージアップにつながります。

コストの削減……事業活動から発生するごみの処理費を削減するには、事業系ごみとして減量化・資源化に取り組むことで大きな効果が期待できます。（P.9 参照）

【 参 考 】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律・抜粋

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例・抜粋

（事業者の責務）

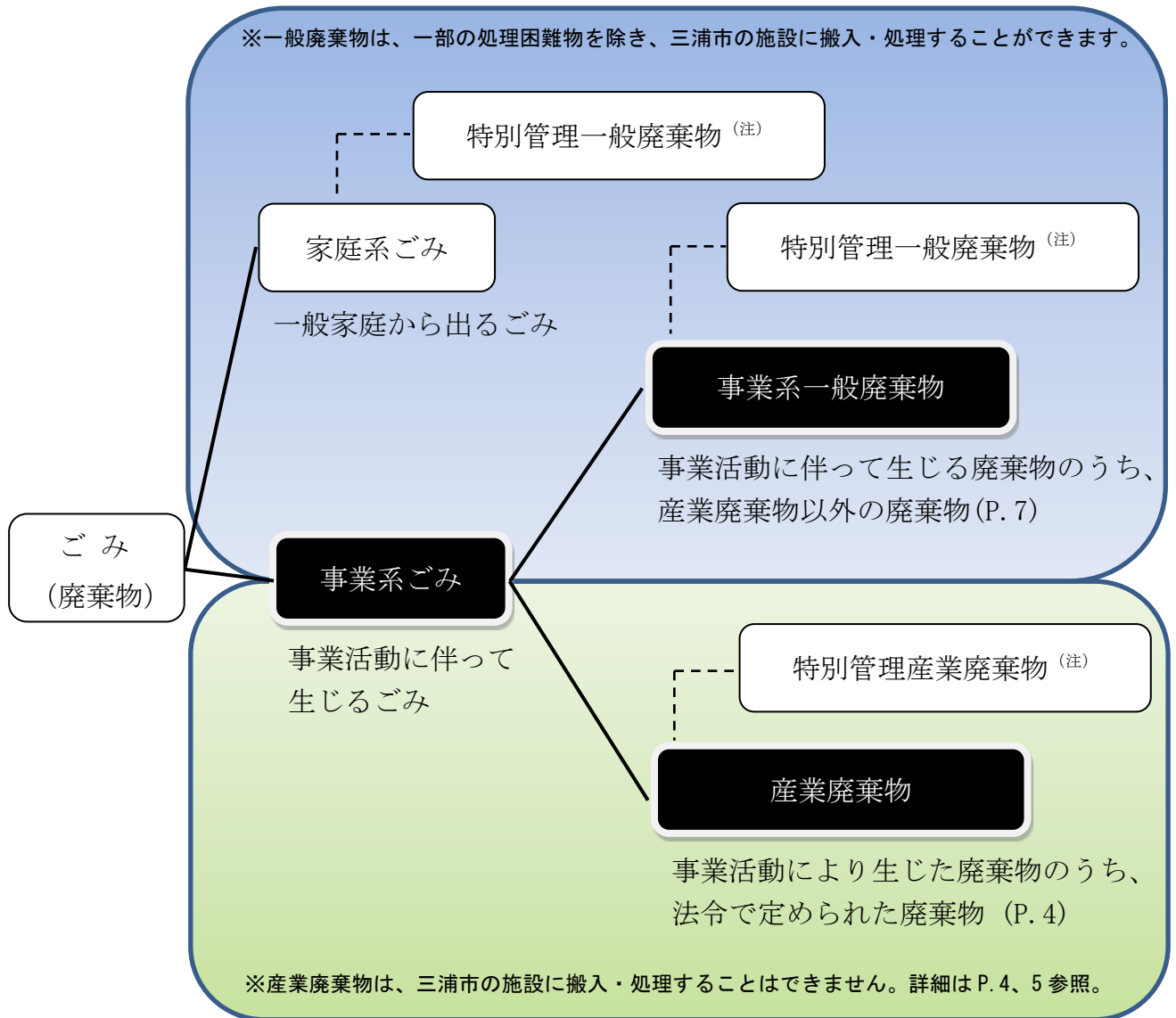
第4条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、減量化及び資源化に努めるとともに、発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

2 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分しています。まず、「産業廃棄物」が分類され、産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」としています。また、それぞれに「特別管理廃棄物」^(注)があります。

事業系ごみは、事業系一般廃棄物 (P. 7~11) と産業廃棄物 (P. 4~6) に適正に区分し、処理しなければなりません。



(注)

特別管理一般廃棄物及び**特別管理産業廃棄物**とは「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

3 産業廃棄物とその処理

(1) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の 20 種類をいいます。

種 類	代 表 例	
燃え殻	石灰がら、産業廃棄物の焼却残さ、すす	
汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土	
廃油	廃食用油（固化された油を含む）、廃潤滑油、廃エンジンオイル	
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸	
廃アルカリ	写真現像廃液、苛性ソーダ液、排ガス洗浄廃液	
廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃ペットボトル、合成樹脂くず、ビニール袋、弁当・カップめんの容器、プラスチック製品、ラップ類やトレイ、PPバンド、プラスチックの入った畳・壁紙 など	
ゴムくず	天然ゴムくず	
金属くず	空き缶、金属スクラップ、切削くず、刃物、はさみ、アルミホイール、針金、なべ、やかん、ロッカー、乾電池、充電式電池 など	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空きビン、レンガくず、コンクリート製品（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、コップ、ガラス製容器、植木鉢、花瓶、茶碗、土鍋、蛍光灯、電球 など	
鋳さい	スラグ、廃鋳物砂、ノロ	
がれき類	コンクリート破片等（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）	
ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの	
業種指定のあるもの	紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、製本業等
	木くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、木材製造業、木製品製造業、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材含む）
	繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	動物のふん尿	畜産農業（畜舎廃水を含む）
	動物の死体	畜産農業
令第 2 条第 13 号に定めるもの	上記 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

※ 上記の「産業廃棄物」は、三浦市の施設に搬入・処理することはできません。

※ びん・缶・紙類・布類などは、資源回収業者に引き取ってもらうことも可能です。

(2) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理について、排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しています。廃棄物処理法を順守し、事業者自ら産業廃棄物処分業許可業者の処理施設へ搬入するか、県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託してください。

① 産業廃棄物の処理とマニフェストの交付

産業廃棄物を処理する場合、排出段階で資源化できるものとできないものを分別し、分別した種類ごとに許可業者に産業廃棄物の処理を委託してください。この場合、許可業者に対して産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付するか、電子マニフェストへの登録を行うことが義務付けられています。

※ 排出のたびに、産業廃棄物の種類、運搬先ごとに、マニフェストを事業者が自ら作成し、許可業者に交付し、保管してください。

② 事業所内における産業廃棄物の保管

ごみの飛散、流出、地下への浸透、悪臭・害虫の発生などがないよう保管します。また、産業廃棄物の保管場所には以下の項目を記載した掲示板（縦横 60 センチ以上）を掲げる必要があります。

- ・「産業廃棄物保管場所」である旨の表示
- ・廃棄物の種類（20 種類のうち該当するものを記載）
- ・管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・最大保管高さ（※屋外で容器を用いずに保管する場合のみ必要）
- ・最大保管量（※排出場所以外で保管する場合のみ必要）

産業廃棄物保管場所		
廃棄物の種類		廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
管理者	氏名	三浦 花子
	連絡先	000-000-000

60 cm 以上

60 cm 以上

※ 掲示板の材質は問いません。見やすい位置に掲示してください。

③ 契約した産業廃棄物収集運搬業許可業者が回収します。契約した車両には、以下のような表示がされています。

産業廃棄物収集運搬車
(株) ○○○商店
許可番号 1 2 3 4 5

④ 禁止事項

○ 二者契約と三者契約

収集運搬の委託については排出事業者と収集運搬業者の間で、処分の委託については排出事業者と処分業者の間で、それぞれ直接契約を締結しなければなりません（二者間契約の遵守）。

○ 再委託の禁止

産業廃棄物の処理の再委託は、産業廃棄物の処理に関する責任の所在が不明確になる懸念があるため原則として禁止されています。

○ 名義貸しの禁止

産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物の処理を業として行わせてはなりません。

○ 一般廃棄物と産業廃棄物を分別せずに運搬させることは法律違反です。適正に分別し、ごみの種類ごとに処理・処分を行ってください。

○ 産業廃棄物は、市の施設に搬入することはできません。

産業廃棄物の処理に関するお問い合わせ先



(公財)神奈川県産業資源循環協会 電話045-681-2989

<市内産業廃棄物収集運搬許可業者>

令和8年4月現在

許可業者名	住 所	電話番号
(有) 中嶋商店	三浦市南下浦町上宮田 3388	046-888-0233 090-4600-1000
(有) 三浦衛生社	三浦市三崎町六合 271-1	046-881-3383
(有) 美好興業	三浦市初声町下宮田 768-2	046-876-6343
(有) 阪本伍一商店	三浦市晴海町 12-18	046-882-0651
(株) 杉山商店	三浦市南下浦町菊名 678-8	046-888-6977
(有) 岬興業	三浦市南下浦町金田 122	046-888-0301
(株) 丸忠商事	三浦市三崎 5 丁目 245-7	046-881-2682
(有) 嘉山牧場	三浦市初声町高円坊 1595-1	046-889-0007

※ 掲載している業者は、三浦市の一般廃棄物収集運搬許可業者で、かつ、原則として、産業廃棄物収集運搬の許可を受けている業者を主に掲載しています。

4 事業系一般廃棄物の適正処理

事業系一般廃棄物とは事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物です。

種 類	代 表 例
資源化できない 紙類	ビニールコート紙（壁紙を除く）、油紙、防水加工紙、写真、ワックス加工紙、紙コップ、金紙、銀紙、紙おむつ（医療系を除く）、ペーパータオル、臭いや汚れた紙、内側が銀色や茶色の紙パック、圧着はがき など
生ごみ	食品の食べ残し、売り残り、調理残さ など ※ 食品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した厨芥類は、産業廃棄物に該当します。
木くず	割り箸、竹串、木製品など ※ 建設業、木材製造業、木製品製造業等から排出される木くず及び貨物流通用の木製パレットなどは、産業廃棄物に該当します。
繊維くず	汚れている布類（天然繊維に限る）、衣類（※会社等が支給したもので化学繊維の衣類は産業廃棄物に該当します。） など
畳・布団	畳（※プラスチックの入った畳は産業廃棄物に該当します。） 布団（※化学繊維のものは産業廃棄物に該当します。）
資源化できる 紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、その他の紙（紙箱類、包装紙、ラップの芯、はがき、手紙、封筒、コピーした紙など）
剪定枝	枝木、草葉類 ただし、建設業者等が住宅や工場等を建設する際や土地開発をする際の樹木及び木の根は、市で処理できません。専門業者で処理してください。

事業系一般廃棄物の処理には次の方法があります。

(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 (10 kg以上/日)

事業者が市から許可を受けている業者と契約し、収集・運搬を委託する方法です。

排出日、時間、排出場所、排出方法、委託料金などは、許可業者と相談のうえ、取り決めてください。なお、許可業者へ委託した場合の市への処理手数料は、許可業者が支払うことになります。

- 1日当たりの平均のごみ排出量が**10 kg以上**の事業者が対象となります。
- 事業系ごみで**10 kg以上/日**は、家庭ごみ収集場所に出せません。このような行為は、不法投棄とみなされます。事業系ごみは適正に処理してください。
- 事業系ごみは、排出段階で資源化できるものとできないものを分別し、ごみの減量・資源化に努めてください。
- ごみの飛散、流出、地下への浸透、悪臭・害虫の発生などがないよう保管します。
- ごみの種類ごとに処理・処分を行ってください。

<一般廃棄物収集運搬許可業者>

令和8年4月現在

許可業者名	住 所	電話番号
(有) 中嶋商店	三浦市南下浦町上宮田 3388	046-888-0233 090-4600-1000
(有) 三浦衛生社	三浦市三崎町六合 271-1	046-881-3383
(有) 美好興業	三浦市初声町下宮田 768-2	046-876-6343
(有) 阪本伍一商店	三浦市晴海町 12-18	046-882-0651
(株) 杉山商店	三浦市南下浦町菊名 678-8	046-888-6977
(有) 岬興業	三浦市南下浦町金田 122	046-888-0301
(株) 丸忠商事	三浦市三崎 5 丁目 245-7	046-881-2682
(有) 嘉山牧場	三浦市初声町高円坊 1595-1	046-889-0007

(2) 三浦市環境センターへ直接搬入 (15 円/kg、事業系一般廃棄物のみ)

1 kgあたり 15 円の手数料を支払って事業者が直接、市の施設に搬入する方法です。

搬入できるごみは、事業系一般廃棄物 (P.7) に限るため、P.4 に載っている産業廃棄物を搬入することはできません。また、市で処理が困難なものも搬入できません。搬入時に分別されていない場合、持込みをお断りする場合があります。

搬入場所 三浦市環境センター 三浦市南下浦町毘沙門 11-2

TEL 046-881-7171

受付時間 午前 8 時 30 分から午前 11 時 15 分まで

午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

※土日祝日は受入れしていません。年末年始は事前に確認してください。

(3) 指定袋、指定シールを利用しごみ収集場所へ排出

(ごみ量が平均 10 kg未満/日の場合)

1日当たりの平均のごみ排出量が 10 kg未満の事業者に限り、市の指定袋または指定シールを用いて一般家庭と同じごみ収集場所に、事業系一般廃棄物を排出することができます。

「1日当たりの平均排出量」は、次の計算式により算出してください。

2週間分のごみ排出量 ÷ 10 日 (市の収集日数) = 1日当たりの平均排出量

袋及びシールの種類	価 格	
10ℓ袋	1袋(20枚入)	800円
25ℓ袋	1袋(20枚入)	2,000円
40ℓ袋	1袋(20枚入)	3,200円
5kgシール	1枚	100円
10kgシール	1枚	200円

指定袋



シール



※指定袋及び指定シールの取扱店は、P10、11掲載の一覧表をご覧ください。

※『資源化できる紙類』は、指定袋(青袋)を使用できません。シールをご使用ください。

※『指定シール』は

家庭系ごみと同様に、分別をしっかりと守り、決められた時間に排出してください。

当日の午前8時30分までに排出できない場合及びごみ収集場所の管理に協力できない場合等は、家庭ごみ用収集場所を利用することはできませんので、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するか、三浦市環境センターへ直接搬入してください。

【処理方法のコストイメージ】

① 許可業者と委託契約を行う	処分費用 (15 円/kg)	運搬費用
② 排出者自ら持ち込む	処分費用 (15 円/kg)	運搬費用
③ 家庭ごみ収集場所を利用	処分費用 (15 円/kg)	運搬費 カット

工賃
カット

※ 紙類・布類などは、資源回収業者に引き取ってもらうことも可能です。回収業者については、廃棄物対策課までご連絡ください。

<指定袋、指定シール取扱店一覧>

令和8年4月現在

取 扱 店 一 覧				
	No.	店 名	住 所	電話番号
三 崎 地 区	1	(有)鈴広米酒店	三浦市三崎1丁目13番4号	046-881-3204
	2	(株)木村商店	三浦市三崎3丁目11番9号	046-881-2454
	3	(名)伊勢清商店	三浦市東岡町1番14号	046-881-2032
	4	ファミリーマート三崎原町店	三浦市原町2番22号	046-882-0829
	5	(有)岸本商店原町支店	三浦市原町15番11号	046-881-4000
	6	リカー&フーズたかなし	三浦市宮川町12番11号	046-881-3455
	7	ローソン三浦三崎町店	三浦市三崎町六合14番地1	046-803-0026
	8	セブンイレブン三浦三崎町店	三浦市三崎町諸磯319番4号	046-881-2930
	9	渡辺酒店	三浦市三崎町諸磯1241番地	046-881-3040
	10	(有)民宿でぐち荘	三浦市三崎町諸磯1783番地	046-881-4778
	11	セブンイレブン三浦小網代店	三浦市三崎町小網代384番地1	046-881-7872
	12	脇坂商店	三浦市三崎町城ヶ島437番地	046-881-2598
南 下 浦 地 区	13	(有)西崎商店	三浦市南下浦町上宮田519番地	046-888-0017
	14	セブンイレブン三浦海岸店	三浦市南下浦町上宮田1461番地2	046-888-7710
	15	(株)ねもと	三浦市南下浦町上宮田3288番地	046-888-0002
	16	セブンイレブン三浦上宮田店	三浦市南下浦町上宮田3434番地	046-888-7218
	17	ファミリーマート油屋三浦海岸店	三浦市南下浦町上宮田3413番地	046-887-2681
	18	藤源商店	三浦市南下浦町松輪1710番地8	046-886-1207

取扱店一覧

	No.	店名	住所	電話番号
初 声 地 区	19	ファミリーマート三崎口店	三浦市初声町三戸 237 番地 7	046-889-0211
	20	セブンイレブン京急 ST 三崎口店	三浦市初声町下宮田 495 番地	046-889-0582
	21	糶屋山田商店	三浦市初声町下宮田 3232 番地	046-888-1667
	22	セブンイレブン三浦赤羽根店	三浦市初声町和田 2747 番地 7	046-888-8813
	23	田中商店	三浦市初声町入江 214 番地	046-888-1233

※指定袋、指定シールにてごみ収集場所に排出できるのは、日量 10 kg未満の事業者に限ります。

<事業系ごみに関するQ & A>

Q 1 : どうして事業所のごみを市は収集しないの？

A 1 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、事業者自ら適正に処理する責任があるためです。(1 ページ参照)

Q 2 : 許可業者との契約は、どうすればいいの？

A 2 : ごみの種類や量に応じ、条件のあった許可業者を選定し個別に契約してください。許可業者については、8 ページの一覧表を参照してください。

Q 3 : 契約料金について、教えてください。

A 3 : 許可業者ごとに、収集種類、収集量、収集回数、事業所の場所などの条件に契約料金は変わりますので、詳しくは許可業者とご相談ください。

Q 4 : ごみは少量なのに、許可業者と契約しなければいけないの？

A 4 : 事業系ごみについては、1 日当たりの平均のごみ排出量が 10 kg 未満の事業者限り、市の指定袋または指定シールを用いて一般家庭と同じごみ収集場所に出すことができます。また、市の環境センターに直接搬入することもできます。(8~10 ページ参照)

Q 5 : 環境センターに直接搬入した場合、手数料はどのようになるの？

A 5 : 1 kg あたり、15 円です。

Q 6 : 環境センターに直接搬入できる事業系一般廃棄物はどのようなもの？

A 6 : 7 ページに掲載している事業系一般廃棄物の一覧表を参照してください。

Q7：事業活動の際に出たプラスチックの弁当容器やペットボトルなどを捨てるにはどうすればいいの？

A7：オフィスや工場などの事業所やイベントなどで出たプラスチック製の弁当容器やびん、缶、ペットボトルは産業廃棄物になりますので、5、6ページを参照して適正に処理してください。また、お弁当の残渣（生ごみ等）や紙くずなどは、分別して事業系一般廃棄物として処理してください。

Q8：事業所の枝木や草葉は事業系一般廃棄物になるの？

A8：オフィスや工場などの事業所内の清掃活動などで生じる枝木や草葉は、事業系一般廃棄物として出すことができます。

Q9：事業系ごみを家庭ごみの収集場所に出せますか？

A9：事業系一般廃棄物として、市の指定袋または指定シールを用いた場合のみ出すことができます。（9ページ参照）もし、袋やシールを貼らずに黙って出した場合、不法投棄として、罰せられることがあります。

【参考】不法投棄で捕まると、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）に処し、又は併科させられます。（廃棄物処理法第16条、第25条、第32条）

令和8年4月

三浦市都市環境部廃棄物対策課

TEL 046-882-1111

内線 291/295/299

FAX 046-881-7172

URL <https://www.city.miura.kanagawa.jp>



廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。